

一般会計予算案の主要経費別内訳

及び特別会計予算案の概要

一般会計予算案の主要経費別内訳

厚生労働省所管一般会計予算案 21兆4,769億円

《 主要経費別内訳 》

社会保障関係費	20兆9,659億円
生活保護費	1兆9,820億円
社会福祉費	1兆6,223億円
社会保険費	16兆7,256億円
保健衛生対策費	4,148億円
失業対策費	2,213億円

文教及び科学振興費

科学技術振興費	1,118億円
恩給関係費	
遺族及び留守家族等援護費	478億円
公共事業関係費（水道）	770億円
その他	2,744億円

（注）計数は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と合致しないものがある。

（ 一 般 会 計 1 ）

特別会計予算案の概要

1 国立高度専門医療センター特別会計

区	分	18年度予算額	19年度予定額	比較増△減額
		百万円	百万円	百万円
歳	入	158,019	149,315	△ 8,704
歳	出	158,019	149,315	△ 8,704

2 労働保険特別会計

区	分	18年度予算額	19年度予定額	比較増△減額
		百万円	百万円	百万円
労 災 勘 定	歳 入	1,368,477	1,441,698	73,221
	歳 出	1,165,441	1,151,171	△ 14,270
雇 用 勘 定	歳 入	3,414,708	2,664,286	△ 750,423
	歳 出	2,833,807	2,374,249	△ 459,557
徴 収 勘 定	歳 入	4,127,116	3,647,209	△ 479,907
	歳 出	4,127,116	3,647,209	△ 479,907

(特別会計 1)

3 船員保険特別会計

区 分	18年度予算額	19年度予定額	比較増△減額
	百万円	百万円	百万円
歳 入	69,130	65,059	△ 4,071
歳 出	64,186	65,059	873

(特別会計 2)

4 年金特別会計

区	分	18年度予算額	19年度予定額	比較増△減額
		百万円	百万円	百万円
基礎年金勘定	歳入	18,534,737	19,136,230	601,494
	歳出	18,534,737	19,136,230	601,494
国民年金勘定	歳入	6,141,183	6,020,757	△ 120,427
	歳出	6,141,183	6,020,757	△ 120,427
厚生年金勘定	歳入	35,402,321	36,653,646	1,251,326
	歳出	35,402,321	36,653,646	1,251,326
福祉年金勘定	歳入	27,121	21,104	△ 6,017
	歳出	27,121	21,104	△ 6,017
健康勘定	歳入	9,076,625	9,428,908	352,283
	歳出	9,076,625	9,428,908	352,283
児童手当勘定	歳入	376,584	477,172	100,588
	歳出	376,584	477,172	100,588
業務勘定	歳入	638,053	495,670	△ 142,383
	歳出	638,053	495,670	△ 142,383

(特別会計 3)

参 考 资 料

再チャレンジ支援のための施策の推進

平成18年度予算571億円 → 平成19年度予算案634億円

考え方

○国民ひとりひとりがその能力や持ち味を発揮し、努力が報われる公正な社会を構築していくことは、国政の重要課題。

○このためには、多様な機会が与えられ、仮に失敗しても何度でも再チャレンジができ、「勝ち組、負け組」を固定させない社会、また、働き方等が多様で複線化した社会の仕組が必要。

重点課題

いわゆる「就職氷河期」に正社員になれなかった年長フリーターの常用雇用化やニートの職業的自立を促進。

子育て、心身の障害等、様々な事情・困難を抱える人が、就労等に容易にチャレンジできるよう支援。

人生の各段階における働き方を多様化するため、高齢者・団塊世代の活躍の場の拡大への支援を推進。

19年度予算(案)のポイント

1 若者の人間力の強化と働く意欲の向上 310 億円

○フリーター25万人常用雇用化プランの推進 218億円

○フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援 26億円

○学生から職業人への円滑な移行の支援 57億円

2 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現

27億円

- マザーズハローワークの機能強化とマザーズハローワークサービスの全国展開 20億円
- 再チャレンジ女性の企業における活躍の場の拡大 5億円
- 女性の起業に対する支援の拡充 3億円

3 障害者の職業的自立に向けた就労支援の総合的推進

139億円

- 雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化 23億円
- 障害の特性に応じた支援策の充実・強化 2億円
- 障害者に対する職業能力開発の推進 59億円

4 困難な状況を克服し、再就職を目指す人たちへの支援の実施

159億円

- リストラ等による退職者の就職支援 32億円
- 「70歳まで働ける企業」の普及促進 22億円
- 地域の労使による就職支援事業の推進 43億円

少子化対策の総合的な推進

少子化社会対策関係予算案(厚生労働省分)
1兆4,873億円(18年度 1兆3,100億円)

今後の取組みの重点

- 今般の新たな人口推計では、前回の推計よりも更に出生率が低下し、少子高齢化や人口減少が急速に進む、という厳しい見通しが示された。急速な人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題。
- このため、「子ども・子育て応援プラン」や「新しい少子化対策について」を踏まえ、今回の推計結果も念頭に置き、児童手当の乳幼児加算を創設するほか、ワークライフバランス(働き方の見直し)、若者の自立支援・雇用対策の充実、地域子育て支援の充実、母子保健医療の充実、児童虐待への適切な対応、母子家庭等自立支援対策の推進など、少子化対策について総合的な対策を講ずる。

具体的施策

1. 少子化の流れを変えるための働き方の見直し 1,379億円

○ 子育てとの両立など仕事と生活の調和 1,352億円

- ・仕事と生活の調和や育児休業等の両立支援制度を利用しやすい職場風土づくりの推進を図るとともに、パートタイム労働者の均衡ある処遇や能力開発の推進を図る。
- ・育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%(うち、職場復帰後10%)から50%(同20%)に暫定的に引き上げる。
- ・育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設する。

○ 女性の意欲・能力を活かした再就職・起業の実現 27億円

- ・マザーズハローワークサービスの全国展開や再チャレンジ女性に対する相談・助言の充実など女性の再就職・起業を推進する。

2. 若者の人間力の強化と働く意欲の向上 310億円

○ フリーターの25万人常用雇用化プランの推進 218億円

- ・年長フリーターに対する常用就職支援や正社員として雇用する企業に対する支援措置、実践的な能力開発の実施などフリーター常用雇用化プランを推進する。

○ フリーター・ニートをはじめとする若者の自立支援 26億円

- ・「若者自立塾」や「地域若者サポートステーション」の拡充などを通じてニート等の若者の自立支援を推進する。

3. 地域の子育て支援の推進 4,034億円

○ すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 654億円

- ・「子ども・子育て応援プラン」で掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、新たに生後4か月までの全戸訪問の実施等に取り組む。
- ・地域における子育て支援拠点の拡充(「子ども・子育て応援プラン」の平成21年度目標値6,000か所の前倒し実施)を図る。

○ 待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,715億円

- ・待機児童の解消を目指し、民間保育所の整備を推進し、受入児童数の拡大を図る。
- ・延長保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの提供を推進する。

○ 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の創設 158億円

- ・放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消を図る。

4. 小児科・産科医療体制の確保、不妊治療の支援など母子保健医療の充実 261億円

○ 小児科・産科医療体制の確保及び小児救急医療体制の更なる整備 39億円

- ・小児科・産科医療の拠点病院づくりによる連携体制構築の支援とともに、小児救急医療体制の更なる整備を図る。

○ 不妊治療に対する支援

- ・特定不妊治療費助成事業の助成額を増額(年度10万円→年度1回10万円、2回まで)するとともに、所得制限を緩和する。

5. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 802億円

○ 虐待を受けた子ども等への支援の強化 781億円

- ・生後4か月までの全戸訪問の実施、市町村における早期発見・早期対応体制の強化、施設の小規模ケアの推進、身元保証人制度の創設などを図る。

○ 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進 21億円

- ・婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化や、婦人相談所一時保護所における同伴児童に対するケア体制の充実等を図る。

6. 母子家庭等自立支援対策の推進 1,643億円

○ 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 35億円

- ・在宅就業の受注及び再発注のあっせんを行う事業等に対し支援を行うとともに、養育費相談機関の業務支援等を行う「養育費相談・支援センター」を創設する。

○ 自立を促進するための経済的支援 1,609億円

- ・児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

7. 児童手当国庫負担金 2,560億円

○ 児童手当の拡充【平成19年4月から】

- ・児童手当における乳幼児加算を創設し、0歳以上3歳未満の児童に対する児童手当の月額を一律10,000円とする。

(参考) 給付総額	10,267億円
うち乳幼児加算分	1,374億円

※ 地方財政措置においても、以下のような少子化対策を講ずる。

- ・妊婦健診の充実
- ・子どもを守る地域ネットワークの機能強化など児童虐待に対する適切な対応
- ・自治体の創意工夫を活かした地域子育て支援

医師確保対策の推進

地域間・診療科間等における医師の偏在により、医師不足が深刻になっている状況に対応するため、都道府県地域医療対策協議会の取組に対する支援や、小児科・産科における拠点病院づくりをはじめ、「新医師確保総合対策」(平成18年8月)等に基づく各般の医師確保対策を推進する。

18年度当初
予算額
41億円



19年度予算案	92億円
18年度補正予算	8億円
合計	100億円

併せて、地方財政措置として、

・医師確保対策に係る地方単独事業分(※の事業)	30億円
・医師確保対策に係る補助事業の地方負担分	64億円
・18年度補正予算計上補助事業の地方負担分	7億円
合計	101億円

1. 医師派遣についての都道府県等の役割と機能の強化

- 医療対策協議会を都道府県に設置(地方財政措置(6.1億円)【新規】※)
- 地域医療支援中央会議を国に設置【新規】 1百万円
- 医療対策協議会の計画に基づく派遣に協力する病院への助成【新規】 7.1億円
- 拠点病院(マグネットホスピタル)の活用【新規】 3.8億円
- 地域医療の確保を図るための先駆的なモデル事業に助成【新規】 1.9億円
- 都道府県による地域定着を条件とした奨学金
(地方財政措置(11億円)【新規】※)
- 市町村による医師不足病院等における医師確保支援*
(地方財政措置(12億円)【新規】※)

2. 開業医の役割の強化

- 初期救急の対応に地域の開業医等が参画する仕組みの強化等
・小児初期救急センター整備事業の実施（18年度補正予算（3.2億円））
・休日夜間急患センターに配置する医師の増員
（地方財政措置(12億円：*の再掲)※）
- 患者・住民への啓発 5.7億円
・小児救急電話相談事業（#8000）の拡充（電話相談事業の休日夜間対応・携帯電話の利用等の充実）

3. 地域の拠点となる病院づくりとネットワーク化

- 小児科・産科のネットワーク化のための連携病院の整備費用の助成（18年度補正予算（2.7億円）） 5.8億円
- 小児救急病院における医師等の休日夜間配置の充実 24億円
- 臨床研修において医師不足地域や小児科・産婦人科を重点的に支援【新規】 22億円
- 出産・育児等に対応した女性医師等の多様な就業の支援 14億円
- 助産師の活用 1.6億円

4. 患者のアクセスの支援

- 離島等アクセスが悪い地域の患者等が拠点病院などを利用するための宿泊施設整備（18年度補正予算（1.2億円））
- 離島巡回診療ヘリ運営事業の創設【新規】 90百万円

5. 医療紛争の早期解決

- 分娩時に医療事故に遭った患者に対する救済制度の設計・調査等の支援（18年度補正予算（1.1億円）） 10百万円
- 医療事故に係る死因究明制度の検討等 1.3億円

※ 総務省予算

がん対策の推進

施策の方向性

- がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状及び平成18年6月に制定されたがん対策基本法を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。
- 平成19年度に策定する「がん対策推進基本計画」を見据え、がん対策基本法に定める基本的施策及び参議院厚生労働委員会における附帯決議事項を着実に実施する。

<19年度予算案のポイント> 19年度予算案： 212億円
18年度補正予算： 15億円
18年度予算額 161億円 → 合計 227億円

1. がん予防・早期発見の推進 30億円

① 効果的で質の高いがん検診の普及 6.8億円

- 新 ・がん検診の精度管理を向上させるためのデータベースを構築する。
- 新 ・デジタル式マンモグラフィ導入機関に対し、マンモグラフィによる乳がん検診におけるコンピュータ診断支援システムの導入の支援を図る。
- ・マンモグラフィ検診従事者に対する研修を実施することにより、乳がん検診の精度向上を図る。
- 〔 ・マンモグラフィによる乳がん検診の診断精度の向上を図るため、遠隔診断により支援を行うモデル事業を実施する。(18年度補正) 〕

② がん予防の推進と普及啓発 24億円

- 新 ・がんの予防等に関するパンフレットや小冊子を作成し、国民に対する普及啓発を行う。
- ・肝がんの予防に重要なウイルス性肝炎に関する研究を重点的に推進する。

2. がん医療水準均てん化の促進と情報収集提供体制の整備 90億円

① がん専門医等がん医療専門スタッフの育成 3.6億円

- ・がん医療(化学療法、放射線療法、緩和ケア等)専門スタッフの育成のための研修を実施する。

② がん診療連携拠点病院の機能強化と診療連携の推進 54億円

- 新 ・がん診療連携拠点病院の機能強化を行うとともに、地域医療機関との診療連携を推進する。
- ・放射線治療の更なる促進を図るため、がん診療連携拠点病院に対し、高性能かつ先進的な放射線治療機器の整備の緊急支援を行う。
- 〔 ・病理医の配置が十分でないがん診療連携拠点病院に対し、遠隔画像診断が可能な体制を整備する。(18年度補正) 〕

新 ③ 国立がんセンター東病院通院治療部(仮称)の設置 27百万円

新 ④ 地域の特性を踏まえた対策の推進 15億円

- ・がん対策基本法の施行に伴い、都道府県が新たに実施する地域特性を踏まえた事業や先駆的な事業等に対する支援を行う。

⑤ がん医療に関する情報の収集提供体制の整備 17億円

- ・国立がんセンターに設置した「がん対策情報センター」において、がん医療に関する最新の情報の収集提供体制を整備する。
- 新 ・がん登録の実施に関する調査・精度管理、指導を実施する。

3. がんの在宅療養・緩和ケアの充実 4. 6億円

① 在宅緩和ケア対策の推進 2. 1億円

- 新 ・在宅における緩和ケアを希望する患者等に対する総合的な相談・支援を行う「在宅緩和ケア支援センター」を設置する。
- ・在宅ホスピスケアの専門的な技術を有する看護師のアドバイザー派遣や普及啓発を行う。

② 緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進 2. 5億円

- 新 ・臨床現場で活用できる「緩和ケアマニュアル(仮称)」の作成や一般国民等に対して緩和ケアについての普及啓発を行う。
- 新 ・医療用麻薬の適正使用を推進するため、講習会の開催及びマニュアル作成の検討を行う。

4. がんに関する研究の推進及び医療技術の開発振興 87億円

- がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究の成果を普及、活用する。

< 参 考 >

がん対策基本法の概要

がん対策を総合的かつ計画的に推進



